

保育所等の利用調整等に関する規則等の見直しについて

「杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則（平成26年杉並区規則第88号）」及び関連事項について、本年10月から開始する令和4年度保育所入所募集に向けて、以下の通り一部見直しを行いましたので、ご報告します。

1 見直しの概要

(1) 基準指数

| 事由 | 変更内容 |
|-------|--|
| 疾病 | ○長期安静や週3日以上通院・加療を要する場合、12点から16点に変更 ○国・都指定難病のため週1日以上通院を要する場合、8点から16点に変更 ○一般療養の場合、8点から12点に変更 |
| 介護・看護 | ○被介護者が要介護認定されていない場合の基準を明確化 (障害支援区分または医師の診断書で介護の必要度を判定) |

(2) 調整指数

| 事由 | 変更内容 |
|-------|---|
| 多子世帯 | ○第3子以降の申込児童への4点加 (従来の“中学校3年生以下の子が3人以上いる世帯”への4点加は廃止) ○生計を一にする子が3人以上いる世帯への1点加 (従来の“未就学児が3人以上いる世帯”への1点加から条件緩和) |
| 兄弟姉妹等 | ○兄弟姉妹が利用している保育所等を第1希望とした入所申込みの場合の加 点を1点から2点に変更 ○兄弟姉妹が利用している保育所等を第1希望とした転所申込みの場合の加 点を1点から2点に変更 ○兄弟姉妹が同時に入所申込みをした場合1点加を行う |
| 育児休業等 | ○保護者が育児休業中でかつ保育所等を2歳で卒園後に引き続き入所申 込をする場合、育休による4点加と卒園による4点加を重複適用しない ○育児休業が無い場合の加点を0歳クラスから2歳クラスの申込に限定 ○育児休業延長希望者(-20点)に対しては他の調整指数の加点は行わない |
| 転入予定 | ○利用開始までに転入予定の場合、調整指数の加点を適用 (保育所等を2歳で卒園後に引き続き入所申込をする場合の4点加を除く) |

(3) 同一指数の場合の優先順位

| 項番 | 対象 | 変更点 |
|----|--------------------------|-------------------|
| 5 | 過去に認可保育所等の入所内定を辞退していない児童 | 廃止 |
| 8 | 兄弟姉妹が同時に入所申込をしている児童 | 廃止 ※調整指数1点加に変更 |

2 見直しの理由

以前に比べ、保育施設の整備が進み、入所状況が改善されているほか、区民等からの見直しを求め
る要望や、公平性の観点などを踏まえ、見直しを行うこととする。

3 その他

- 希望できる保育所等の数を最大7園から9園に変更する
- ひとり親の場合の確認書類について、児童扶養手当証・ひとり親医療証・児童育成手当認定通
知書の写しを加えることとする。
- 父母同時育休の条件を緩和し、最大29日まで可とする